

名古屋市農業委員会 令和5年第12回総会 議 事 録

- 開催日時 令和5年11月20日（月） 開始：午後2時00分、終了：午後3時07分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	15 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者（課長級以上）

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第86号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第87号議案 農地法第 4条の規定による許可申請について

第88号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第89号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第90号議案 農用地利用集積計画の決定について

第91号議案 農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

第92号議案 遊休農地の認定について

(3) 議題

①農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について

(4) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②意見書提出の検討にかかる選出委員について

(5) その他

(6) 閉会

令和 5 年第 12 回総会 委員出欠状況

出席農業委員（15 名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	山 口 幸 江 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	福 島 茂 俊 委員	6 番	木 村 幸 廣 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 新 一 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員		
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（12 名）

1 7 番	久 野 隆 博 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員	2 2 番	伊 藤 正 幸 委員
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
2 7 番	竹 川 孝 司 委員	2 8 番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 5 年第 12 回総会（令和 5 年 11 月 20 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政係長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 5 年第 12 回総会を始めさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 5 年第 12 回総会を開会いたします。 先月はすいませんでした。声が、今日もちっとだみ声ですけども、よろしくお願いいたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 86 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 92 号議案「遊休農地の認定について」までの 7 議案の審議を行います。また、議題を 1 件、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。 それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 15 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 12 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、近藤正俊委員及び清水久一委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第86号議案、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

本議案につきましては、現体制における総会において、はじめての審議案件となりますので、審議に入る前に、事務局より議案の概要と審議のポイントを説明していただきます。

事務局、お願いします。

農政係長

説明いたします。右肩に「参考」と記載のある「第3章 農地の権利移動」こちらの資料をご覧ください。こちらは9月に行われました農業委員会研修でお配りした「農地事務の手引き」から抜粋したものとなっております。

農地法第3条第1項は、農地又は採草放牧地について、所有権を移転する場合、賃借権を設定する場合、使用貸借による権利を設定する場合は、農業委員会による許可が必要であることを定めています。

審議のポイントとしましては、農地等の権利を取得しようとする者が、取得後に適切に農業経営を行うことが見込まれるか

どうか重要でして、許可申請の内容が、第3条第2項各号に定める「許可をすることができない場合」に該当していないか、でございます。

具体的には、

「農地等の権利を取得する者が、事業に必要な機械の所有の状況や農作業に従事する者の数などからみて、取得後に、全ての農地を効率的に利用すると認められない場合」

「取得後において行う耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない場合」

「取得する農地の位置や規模、そこで行おうとする事業の内容からみて、当該農地の権利の取得後に、地域における農地の農業上の効率的な利用が妨げられると認められる場合」は、許可をすることができません。

説明は以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。

それでは、議案について報告していただきます。

受付番号4-8について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号4-8につきまして、熊澤委員、木村推進委員さん及び事務局職員とで、11月2日に調査した結果を報告します。

本件は、譲渡人が営農を廃止するため、譲受人に所有権を移転するために許可申請されたものです。

申請地の港区畑中二丁目の1筆は畑ですが、草生えのため、雑種地の状況となっていました。譲渡人が遠方のため、農地の手入れができないこともあり、改良区に相談したところ、譲受人が引き受けたものです。

なお、譲受人の農地は、すべて良好に肥培管理されているこ

	とを確認しており、さらに権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-9 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-9 につきまして、坂野推進委員さん及び事務局職員とで、11 月 2 日に調査した結果を報告します。 本件は、譲渡人が営農規模縮小のため、一方譲受人は営農規模拡大を希望され、所有権移転するために許可申請されたものです。 申請地の港区東茶屋四丁目の 1 筆は畑で、サトイモ、ネギ、ブロッコリーなどが作付けされ、良好に肥培管理されていました。 なお、譲受人の経営農地は、すべて良好に肥培管理されており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今の報告について、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 86 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 86 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 87 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-2 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝）委員	受付番号 4-2 につきまして、竹川推進委員さん及び事務局職員とで、11 月 6 日に調査した結果を報告します。 本件は、令和 5 年 3 月の総会において、分家住宅の建設のため、農業振興地域整備計画の変更について答申をした案件になります。転用を行う申請人は、港区の賃貸住宅に居住していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、自己住宅の建築を考えるようになりました。土地を選定するにあたり、今後、自己所有農地の管理も考え当該農地を転用し、農家住宅を建築するため申請に及んだものです。 申請に係る農地、港区新茶屋四丁目の 1 筆は、農地区分が 1 種農地の田で、良好に肥培管理されていました。 申請地は一種農地ではありますが、白地に接続し、かつ、集落に接続しています。他に適地がなく、今回転用に至ったものです。 なお、申請地の北側は道路、西側は宅地、南及び東側は田となっており、被害の防除には配慮するとのことでした。 また、資金調達も目途が立っていることを確認しております。茶屋後土地改良区の意見書・排水同意書があり、当該転用

	事業は土地改良事業に支障がないものと考えられます。 以上、調査の結果、許可をするについて、やむをえないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 87 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 87 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 88 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-4 及び 1-5 について、5 番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号 1-4 及び 1-5 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、11 月 6 日に現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-4 願い出の農地の、天白区池見二丁目の 1 筆には柿や梅、ミカンなどが、栽培されていました。 お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 受付番号 1-5 願い出の農地の、名東区西山台の 2 筆には、キウイフルーツなどが、栽培されていました。

	体の故障により農業ができなくなるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上２件につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-7 について、6 番、木村委員、お願いいたします。
木村委員	受付番号 2-7 の農地について、11 月 7 日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田で、水稻収穫済みであり、申請者の父がお亡くなりになるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-17 について、22 番、伊藤委員、お願いいたします。
伊藤委員	受付番号 3-17 の農地につきまして、11 月 2 日に事務局職員とで現地調査をしましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-17 の中川区春田四丁目の 4 筆は田で、一体で稲刈り後の状態でした。東春田三丁目の 2 筆は畑で、一体でトウガラシ、キャベツ、ニンジンが作付けされ良好に管理されていました。 このことから、お亡くなりになるまで、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認しました。

	以上、証明することにつき何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
	特にないようです。それでは、第 88 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 88 号議案の案件は証明することといたします。
	次に、第 89 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。
	それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-33 及び 1-34 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-33 及び 1-34 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、11 月 6 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-33、天白区元植田三丁目の 1 筆には、小松菜などの野菜のほかギンナンや栗が、栽培されていました。 受付番号 1-34、緑区古鳴海一丁目の 2 筆には、ミカンやブルーベリー、大根が、天白区野並四丁目の 2 筆には、タマネギやシシトウなどの野菜が栽培されていました。 いずれも畑や果樹畑として良好に管理されており、願出者が

	自ら引き続き農業経営を行っていることを確認しております。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-35 について、2 番、成田委員、お願いいたします。
成田委員	受付番号 1-35 の農地について、小畠盛夫委員と事務局職員で、11 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 申請地のうち、緑区神の倉三丁目の 2 筆では、ミカンなどが栽培され、同 1 筆には、ナスやサツマイモなどが、同 1 筆には、ミカンが栽培されていました。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-36 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-36 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、11 月 6 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-36 の天白区中平三丁目の 1 筆には、ミカンや柿が栽培されていました。 果樹畑として良好に管理されており、願出者が自ら引き続き農業経営を行っていることを確認しております。

	何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-16 について、7 番、川本委員、お願いいたします。
川本委員	受付番号 2-16 について、11 月 2 日に、松原委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、大根、白菜などが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-17 から 2-19 について、20 番、石田委員、お願いいたします。
石田委員	受付番号 2-17 から 2-19 までの農地について、11 月 7 日に、木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-17 の申請地は畑で、柿、ミカンなどが作付けされていました。 受付番号 2-18 の申請地はすべて畑で、ハウス栽培を行っており、ガーベラなどの花きが作付けされていました。 受付番号 2-19 の申請地は畑で、サトイモ、ミカンなどが作付けされていました。 いずれの農地も、願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-20 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-20 について、11 月 6 日に、若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は畑で、サトイモ、大根などが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-21 について、6 番、木村委員、お願いいたします。
木村委員	受付番号 2-21 について、11 月 7 日に、石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田で、一部を畑として利用しており、田は水稻収穫済、畑はネギ、キャベツなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-23 から 3-25 について、22 番、伊藤委員、お願いいたします。
伊藤委員	受付番号 3-23 から 3-25 の農地につきまして、11 月 2 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

受付番号 3-23 の中川区大当郎三丁目の 1 筆の畑には、ネギ、ギンナン、ジャガイモが作付けされ良好に管理されていました。

受付番号 3-24 の中川区服部三丁目の 1 筆の畑には、ネギ、キャベツ、白菜が作付けされ、良好に管理されていました。

受付番号 3-25 の中川区戸田ゆたか一丁目の 1 筆、水里三丁目の 3 筆、水里四丁目の 1 筆の田は、稲刈り後の状態、水里三丁目の 1 筆の畑は、耕作準備中で良好に管理されていました。

以上、いずれの申請も証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-19 から 4-21 について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

受付番号 4-19 から 4-21 の農地につきまして、坂野推進委員さんと事務局職員で、11 月 2 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-19 の七島二丁目の 1 筆は田で、良好に管理されていました。

次に、受付番号 4-20 の藤高三丁目始め 16 筆は田で、良好に管理されていました。藤前五丁目の 1 筆は畑で、ブロッコリー、白菜、落花生等が栽培され良好に管理されていました。

引き続きまして、受付番号 4-21 の藤高四丁目始め 8 筆は田で、良好に管理されていました。

いずれの申請も、事務局において申請時に申出人が引き続き農業経営をしていることを確認しております。

	以上、調査の結果、証明するに問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
	特にないようです。それでは、第 89 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 89 号議案の案件は証明することといたします。
	次に、第 90 号議案、農用地利用集積計画の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。
	旧農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が農地の貸借に関して農用地利用集積計画を定めた場合は、農地法第 3 条の許可によらず、農地の貸借をさせることができます。
	市町村が農用地利用集積計画を定める際には、農業委員会の意見聴取を行う必要があります、今回についても、名古屋市長より意見聴取の依頼があったものについて、審議を行います。
	審議のポイントとして、配付資料①がございますので、あわせてご覧ください。農業委員会が審議するのは、計画の内容が、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に定める要件に該当しているか否か、でございます。
	それでは、11 ページの農用地利用集積計画案の第 12 号について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

令和５年度第１２号の農用地利用集積計画につきまして、１１月２日に、坂野推進委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、借受人が、農地の賃貸借権を設定したいと申し出されたものです。

申し出の農地の、港区藤高四丁目の２筆は畑で、面積はそれぞれ５２４平米と４３１平米です。農地の現状は、雑種地となっています。

借受人は、所有者に対し営農規模拡大のため、申請地の借り受けの希望をされ、双方の合意が得られたので、今回の申請にいたったものです。

借受人は、増加の一途をたどる遊休農地を少しでも解消する事を目的とし、日進市で遊休農地有効利用施設を運営してみえる企業です。今回利用権設定にあたり、名古屋市での就農は初めてのため、面談を行っております。今回、シイタケ栽培を予定していることから、シイタケ栽培で実績のある、隣接する農家の協力・指導を受けながら出荷計画などをたて、営農していくとのことでした。利用権の設定がされたあとも、継続的な営農を行い、農用地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。

以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。

それではここで、第 90 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。10 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「旧法」という。）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 90 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 90 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 91 号議案、農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について審議を行います。

この議案は、認定就農者から利用権設定の申出があったものでございます。

申出について、事業の実施が必要であると認め、旧農業経営

基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、名古屋市長に対して農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することを審議いたします。

審議のポイントについては、配付資料②をご覧ください。

農業委員会が審査する事項は、先ほどご審議いただきました第 90 号議案の利用権設定の場合と同様に、農用地利用集積計画の内容が、表の左側の要件に該当するかどうかであります。

それでは、19 ページの農用地利用集積計画案の第 91 号について、13 番、清水委員、お願いいたします。

清水委員

令和 5 年度第 13 号の農地利用集積計画につきまして、11 月 2 日に、坂野推進委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、借受人が、農地の賃貸借権を設定したいと申し出されたものです。

申し出の農地の、港区藤高四丁目の 2 筆は田で、現在は雑種地です。面積はそれぞれ 159 平米と 158 平米で、農地の現状は、遊休農地となっています。

借受人は、所有者に対し営農規模拡大のため、申請地の借り受けの希望をされ、双方の合意が得られたので、今回の申請に至ったものです。

借受人は、申し出の農地を効率的に利用する、意欲ある者と思われます。北側で営農している農地につきましても、適正に利用されていることを確認しています。利用権の設定がされたあとも、継続的な営農を行い、農用地の経営基盤強化につなげ

ていくと見込まれます。この方は、さっき言ったシイタケ栽培
されている方です。

以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしく
ご審議のほど、お願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、
何かご意見はございますか。

ないようです。

それではここで、第 91 号議案の議決の案を読み上げさせて
いただきます。18 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画を定めるべき旨の要請について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年
法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項及び同法による改正前の農業
経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「旧法」と
する。）第 15 条の規定に基づき農用地について利用権の設定を
受けたい旨の申し出があり、利用権設定等促進事業の実施が必
要であると認めたため、旧法第 15 条第 4 項の規定により、次
のとおり農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定め
るべきことを要請します。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける
者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることと
なると認められるため、です。

それでは、第 91 号議案について、案のとおり要請してよろ
しいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 91 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて要請いたします。

次に、第 92 号議案、遊休農地の認定について、審議を行います。

配付資料③の「遊休農地の取扱いについて」という資料をご覧ください。

はじめに、表の右側をご覧ください。こちらが、遊休農地の認定の流れとなっております。まずは 8 月頃に実施していただいた利用状況調査から始まります。その結果、管理不良であった筆については各地区協議会で取扱いを協議しております。

その協議により、遊休農地として認定すべき農地とされた筆が、本議案における審議の対象となります。審議の結果、遊休農地と認定された筆については、今後、利用意向調査を行っていくこととなります。

これまでの遊休農地の認定状況につきましては、配付資料の④-1 をご覧ください。令和 3 年度と比較して、令和 4 年度は増加しておりますが、令和 5 年度は、令和 4 年度と比べて 35 筆減少し、面積も約 12,724 平米減少しております。大きく減少した理由は、遊休農地認定された生産緑地が、その指定から 30 年経過したことにより、買取申出され、農地ではなくなったためです。

配付資料③に戻りまして、表の左上をご覧ください。こちらは昨年度に認定した遊休農地の流れになります。遊休農地に認定された筆については、まず、利用意向調査によって所有者の意向を把握します。その後、農地管理の改善がなされていない

時は、農地中間管理事業の活用を検討する対象となります。

そして、表の左下になりますが、農地中間管理機構の借受けの基準に適合するにもかかわらず、正当な理由なく貸出しの申込みが行われない農地は、勧告を受けます。今年度は、勧告に至った農地はありません。勧告に至らなかった農地の状況が、配付資料の④-2 となります。

それでは、遊休農地の認定についての審議に入りますが、議案に入る前に、昨年度認定された遊休農地のうち、解消となった事例が 36 件ございましたので、地区農政課長から報告していただきます。配付資料の④-3 をご覧ください。また配付資料⑤で解消筆の写真を載せておりますので、併せてご覧ください。なお、生産緑地の買取申出により遊休農地認定をされない農地の写真はございませんので、ご了承ください。

まずは、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農
政課長

お手元の配付資料④-3 のうち、「緑 1」から「緑 17」は、令和 4 年度に生産緑地の買取申出がなされ、生産緑地地区から除外される予定です。報告は以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

遊休状態が解消した農地のうち、西部・守山地区分につきましてご報告させていただきます。

「西部守山 1～3」につきましては、令和 4 年度に生産緑地の買取申出がなされ、生産緑地地区から除外される予定です。

次に「4 と 5」につきましては、状況が改善され、現在は果

	樹が作付けされ、良好に管理されております。 最後に「6～14」につきましても、状況が改善され、現在は野菜、果樹が作付けされ、良好に管理されております。以上でございます。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	中川農政課管内では、1筆遊休状態が解消されました。 「中川 1」ですが、平成 29 年度に遊休農地に認定されましたが、今年 6 月に、農地バンクを経由して利用権が設定され、現在はジャガイモ、落花生などが植えつけられ、良好に管理されております。報告は以上でございます。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	港 1～港 4 につきまして、同じ所有者の方ですが、当該農地につきましては、令和 5 年 10 月総会の第 85 号議案「農地中間管理事業にかかる農用地利用集積について」の中で、農地中管理機構を通じて担い手が令和 15 年 12 月 30 日までの利用権設定を行った農地になります。現地については、写真のとおり一部除草等が進んでおり、来年度からの作付けができるかという不安もあったところではありますが、令和 6 年度からの作付けができると担い手が判断されていることから、遊休農地の判定から除外するものです。 なお、この農地につきましては、10 月 4 日に地区の担当委員の清水委員、坂野委員及び事務局にて現地調査をし、除草が進み、遊休農地状態が解消されつつあること、また、中間管理

機構に預入され、来年度からの作付けが始まることとなり、10月16日の地区協議会でも遊休農地から除外することについて了承されています。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたが、何かご意見等はございますか。

特にないようです。

それでは、審議に入りたいと思います。議案の27ページをご覧ください。はじめに、東部・緑地区の遊休農地の認定について、東部・緑農政課長、お願いいたします。

東部・緑農政課長

それでは、東部・緑地区の遊休農地の認定について報告いたします。

東部・緑地区では、いずれの筆を遊休農地とするかにつきまして、担当委員さん及び事務局職員による利用状況調査の結果を踏まえまして、10月20日開催の地区協議会において、協議をいたしました。

その結果、昨年度までに遊休農地に認定済みの24筆のうち、生産緑地指定後30年が経過し、買取申出がなされた17筆については、遊休農地から除外すべきものとし、残りの7筆については、引き続き遊休農地に該当するとの判断にいたしました。

それでは、議案とともに、配付資料⑤をあわせてご覧ください。

まず、番号1-1から1-7の7筆についてです。資料は12ページから15ページで、これら7筆は既に遊休農地認定されていますが、状況が改善されておられません。

	これらの生産緑地 7 筆は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号の規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」であるとの結論に至りました。 なお、いずれの農地も、納税猶予の対象筆とはなっておりません。 以上、よろしくご審議下さいますよう、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、西部・守山地区の遊休農地の認定について、西部・守山農政課長、お願いいたします。
西部・守山 農政課長	10 月 20 日に開催いたしました西部・守山地区協議会において、いずれの筆を遊休農地とするかについて協議しましたので、その結果をご報告いたします。 事務局職員及び地区担当委員による利用状況調査の結果を踏まえ協議したところ、今年度新たに遊休農地とすべき筆はありませんでした。 また、昨年度までに遊休農地に認定済みの 2-1 から 2-36 までの守山区の 36 筆については、いずれも昨年度と同様に、耕作がされておらず、かつ雑草雑木の繁茂等もあり、農地の遊休状態が改善していませんでした。 よって、これら 36 筆は、農地法第 32 条第 1 項第 1 号の規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」であるとの結論に至りました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、中川地区の遊休農地の認定

について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

10月23日開催の中川地区協議会において、いずれの筆を遊休農地とするかについて協議しましたので、その結果をご報告いたします。

事務局及び地区担当委員による利用状況調査の結果を踏まえ協議したところ、今年度については、昨年度までに遊休農地に認定済みの7筆と、新たに遊休農地とすべきものが1筆の、計8筆について、農地法第32条第1項第1号の規定による遊休農地に該当するとの結果に至りました。

配布資料をご覧ください。

番号3-1から3-7については、昨年度までに遊休農地に認定済みの筆となりますが、いずれも昨年度と同様に耕作がされておらず、かつ、耕作再開が見込まれず、農地の遊休状態が改善していませんでした。

また、今年度新たに遊休農地に認定する予定の3-8については、今年5月に現地を確認した際、雑草が繁茂しているのを確認し、改善する旨の指導を行いました。その後も繁茂したままの状態では改善はしていませんでした。

よって、これら8筆は、農地法第32条第1項第1号の規定する「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」であるとの結論に至りました。

なお、いずれの農地も、納税猶予の対象筆とはなっておりません。

以上、よろしくご審議下さいますよう、お願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、港地区の遊休農地の認定について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	港区では、10月16日に地区協議会を開催し、農業委員、農地利用最適化推進委員の8名の委員により、いずれの筆が遊休農地の候補になるかを協議しました。その結果について、ご報告いたします。 昨年度は、遊休農地が30筆ありましたが、4筆が解消され、26筆が継続し遊休農地の認定候補にすると協議しました。 これから、ご報告する農地は、農地法第32条第1項第1号に該当する農地です。また、すべてが市街化調整区域で農振区域に位置しています。 それぞれ、お手元の写真も、参考にご覧ください。 まず、別紙1の番号が1から26につきましては、昨年度、すでに遊休農地に認定されたものです。これら26件について、まとめて説明いたします。 いずれの農地も、指導を継続してきましたが、写真のとおり、雑草や樹木が生い茂っている状態です。 その中で、1及び2につきましては、今月の91号議案農用地利用集積計画において利用権の設定について了承していますので、順調にいけば、遊休農地の解消となる見込みです。いずれの農地も納税猶予の対象農地となっております。 港地区からの報告は以上です。よろしくご審議下さいますよう、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。只今の各地区からのご報告について、何かご意見、ご質問はございますか。

	特にないようです。それでは、第 92 号議案の各案件につきましては、各地区協議会からのご報告の通り、遊休農地に認定することとしてよろしいかお諮りします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 92 号議案の各案件につきましては、ご報告のとおり遊休農地に認定いたします。 続きまして、議題に移ります。 議題 1「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定について」でございます。 事務局より説明をお願いします。
農政係長	ご説明いたします。左肩に議題 1 とあります資料をご覧ください。 農地等の利用の最適化の推進に関する指針は、農業委員会等に関する法律第 7 条に基づき、すべての農業委員会が定めるべきものとなっております。 議題の最後のページに根拠法の該当条文を載せてございますので、参考にご覧ください。 名古屋市農業委員会は平成 31 年 4 月に、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を制定しております。改選前の農業委員会で、すでに平成 31 年度の指針の検証を行い、9 月総会においてその報告と新たな目標をお示しさせていただいております。新しい指針であります令和 5 年度指針を、改選後のこの

新たな体制となった農業委員会総会において、皆様にお諮りするものでございます。

内容についてご説明させていただきます。全体としましては、4月に根拠法が改正されたことを受け、全国農業会議所が示した修正例を参考に文言等の修正をしております。

例えば人・農地プランを地域計画に修正しております。2ページ以降に記載しております、第2具体的な目標、推進方法に新たに評価方法を記載しております。

また、5ページにあります、第3地域計画の目標を達成するための役割も新たに記載してございます。

先ほど申し上げましたが、この作りにつきましては、全国農業会議所が示した修正例を参考にしておりまして、全国的に標準的なものになっております。

各項目の目標につきましては、先ほどもお伝えしましたが、改選前の総会において、ご報告させていただいたものを記載しております。

委員の皆様の今後の活動の根本となる本指針につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご説明いただきましたが、何かご意見、ご質問等はございますか。

特にはないようです。それでは、本議題につきまして、この資料のとおり指針を定めてよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長（会長）	ご異議なしと認め、農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めるものとします。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和5年10月3日から令和5年10月31日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、件数を簡潔にご報告させていただきます。 まず、1ページから8ページにかけまして、農地法第3条の3の規定による届出が19件 続いて、9ページから17ページにかけまして、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出が24件 続いて、18ページから38ページにかけまして、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが60件 続いて、39ページから43ページにかけまして、同じく、農地法第5条転用届出のうち賃借権設定に係るものが11件 続いて、44ページから47ページにかけまして、同じく、農地法第5条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが10件

続いて、48 ページから 49 ページにかけまして、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 2 件

続いて、50 ページですが、転用届出に係る取消願が 1 件

続いて、51 ページですが、転用届出に係る訂正願が 1 件

続いて、52 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 1 件

それぞれ受理いたしております。ご報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。続きまして、報告（2）「意見書提出の検討にかかる選出委員について」について、事務局、お願いいたします。

農政係長

ご報告いたします。資料としましては、右肩に報告 2 とあります名簿になります。

先月に開催されました総会で、農業委員会等に関する法律第 38 条に基づく名古屋市農業施策等に関する意見書につきまして、その具体的な内容等を拡大運営委員会で開催し、検討していく旨の決定がなされました。

この度、運営委員、中立委員の皆様のほか、各地区より 1 名ずつご選出いただきまして、お手元にあります委員の皆様でご検討いただくことになりましたので、ご報告させていただきます。以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。報告については以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

農政係長

事務局から2点、ご連絡をさせていただきます。

1点目は地域計画に伴うアンケートについてでございます。今後の地域計画策定に伴いまして、農業振興地域に農地をお持ちの方を対象に、アンケート調査を実施させていただく予定でございます。そのご連絡になります。

お手元に配付資料⑥がございますでしょうか。そちらをご覧ください。

地域計画ですけれども、ひと言で申しますと、地域農業の将来の在り方を定める計画でございます。農業に従事されてる方の高齢化ですとか、担い手不足、遊休農地の増加といった課題がある中、地域の皆様でこれからの地域の農業をどうするのかといった在り方を考えて定めていくということになります。

以前、地域の皆様で話し合った農地の集約化に関する将来方針としまして、人・農地プランの策定が行われておりました。この度、そのプランの策定の基本となります農業経営基盤強化促進法が改正されまして、人・農地プランを地域計画という名称に改め、その計画を令和6年度末までに策定することが法定化されております。

資料にもございますが、地域計画とは地域の農業者等による話し合いに基づき、地域において目指すべき将来の農地利用の姿を明確にしたものでございます。そしてその計画策定に合わせまして、十年後に目指すべき農地の効率的、総合的な利用の姿として、1筆ごとに具体的な耕作者を示した目標地図と言われておりますが、そちらも策定していくことになります。

以下、計画策定のイメージとしまして、記載させていただきましたので、参考にご覧下さいませ。

次に裏面をご覧ください。こちらが地域計画策定に向けたスケジュールでございます。進捗状況によりスケジュールが前後する可能性があります。ご理解賜りますようお願いいたします。

まず今回この地域計画を策定するために、農業振興地域に農地を所有する方に対して、来月ぐらいからアンケート調査を実施させていただきます。現在お持ちの農地の耕作状況や今後の耕作に対する意向などを確認させていただく予定でございます。

そのアンケート結果を基に、地域計画の素案ですとか、農地利用の意向を反映した地図などを作成しまして、来年の3月頃から、農地所有者の代表者の方など、関係者の皆様にお集まりいただきまして、その資料を基に協議をお願いする予定となっております。その際には、地元の農業委員様、推進委員様の皆様にお声かけをさせていただくこともあろうかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

協議が終了しまして、地域計画の案ができましたら、農業委員との関係者の皆様への意見聴取を行い、農地所有者等の皆様への周知、令和7年3月までに策定、報告といった流れになっております。

まずは先ほど申し上げましたが、策定手順の第一歩としまして、アンケートを送付させていただきます。一部の方にはなりますけれども、お手元にアンケートが届きましたら、恐れ入りますがご回答をご協力いただきたいと存じます。よろしくお願い

いたします。

事務連絡の2点目をご連絡させていただきます。配付資料⑦をご覧ください。

「令和6年度総会日程（案）について」でございます。今年度同様原則20日に開催する予定でございます。土日祝日に当たる場合は、後ろ倒しで予定を入れさせていただいております。いずれも午後2時から、こちら西庁舎12階の12C会議室で開催する予定でございます。なお例年通り5月と1月につきましては、月初めに大型の連休があるということでございますので、それぞれ24日とさせていただきます。

先ほどご説明しましたなかに、土日祝日に当たる場合は、後ろ倒しに予定するとお伝えしましたが、5月と1月は25日が土曜日になってしまっておりますので、後ろ倒しする場合は総会が27日になってしまいますので、6年度は24日で設定させていただきます。

来年度の日程でございますけれど、あらかじめ日程の調整をいただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（会長）

その他、何かありますでしょうか。

農政係長

もうひとつ日程のご連絡をさせていただきます。先月、農業者の方との意見交換につきまして、来年の2月に開催する予定とお伝えさせていただいておりました。日程が決まりましたので、ご連絡をさせていただきます。日にちですけれども、2月13日月曜日、午後2時から西庁舎12階で開催する予定でございます。会場はちょっとこちらではないんですけども、別の場所にはなりますが、また詳細につきましては、改めてご連絡させ

	ていただきます。少し先の日程ですが、2月13日月曜日の午後、予定をよろしく願いいたします。以上でございます。
議長（会長）	ありがとうございました。2月13日、忘れないように、記載しておいてください。 それでは、以上をもちまして、令和5年12回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。

閉会（午後3時7分）